



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗原 権右衛門
(コード番号 6951 東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員 経営戦略室長 大井 泉
(TEL 042-543-1111)

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 および当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）、ならびにこの基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同条同号ロ）として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本対応方針については、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、賛成しております。

また、本対応方針は、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会終結の時が有効期限となっておりますので、同定時株主総会において本対応方針の継続についてご承認をお願いするものであります。

なお、本日現在、当社株券等の大規模買付に関する提案等は一切ございませんので念のため申し添えておきます。

本対応方針の継続に伴う修正箇所は、下記のとおりです。

記

1. II「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み」の説明を更新しました。
2. 文中の「原則として」という表現を具体的な内容に変更しました。
3. 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた本必要情報に加えて追加情報の提供を求める場合の期限の上限を設定しました。
4. 当社取締役会が大規模買付者に提供を求める本必要情報の具体的な内容を限定し、包括的な項目を削除しました。

5. 本対応方針の更新に伴う有効期限の修正、別紙3の「当社の株式の状況」の更新、その他一部文言の修正など、所要の修正を行いました。

以上

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合は、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

1. 中期経営計画に基づく企業価値および株主共同の利益向上の取組み

当社グループは、平成27年度を最終年度とする中期経営計画「Dynamic Vision」（平成25年度～平成27年度）を策定し、成長戦略を果敢に実行し企業価値の向上および経営基盤の強化に取り組んでまいりました。そして、世界トップクラスのハイエンド理科学・計測機器と最適ソリューションをグローバルに提供し続けることにより、更なる収益率の向上および財務体質の強化を図り、重点戦略として3つのUP、「製品開発力UP」、「ものづくり

力UP]、「ブランド力UP」を据え、また、新たなコーポレートメッセージとして「Solutions for Innovation」を掲げ、多様化したニーズに応えることのできる真の Only One Company として、成長戦略を Dynamic に推し進めてまいりました。

その結果、平成 27 年度には連結売上高において「Dynamic Vision」の当初数値目標、および過去最高額を達成することができました。一方、第 4 四半期からの大幅な円高基調など市場環境の急激な変化の影響も大きく、残念ながら連結営業利益・経常利益の数値目標は若干の未達となりましたが、連結営業利益・経常利益・親会社に帰属する当期純利益において過去最高額を達成するなど、一定の成果をあげることができました。「Dynamic Vision」により安定的・持続的に利益を計上できる強固な経営基盤の土台を作ることができたものと考えております。

今般の新中期経営計画「Triangle Plan」（平成 28 年度～平成 30 年度）では、前々期中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成 22 年度～平成 24 年度）における「経営構造改革」の成果および前中期経営計画「Dynamic Vision」における成長戦略を継承し、これまで推進してまいりました YOKOGUSHI 戦略を背景に、新たに“Speed”、“Difference”、“Change”の 3 つを更なる成長へのキーワードとして掲げ、成長戦略の深化・具現化により、適正な利益を継続的に創出することができる高収益中堅企業への変革を大目標としています。

2. コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、以下のとおり経営理念、経営の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

（1）当社の経営理念、経営の基本方針

当社は、「創造と開発」を基本とし、常に世界最高の技術に挑戦し、製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献することを経営理念としております。創立以来の歴史の中で蓄積してきた要素技術・ノウハウ・グローバルネットワークを活かし、世界最高クラスの装置を提供する「分析・計測の世界において欠かせない企業」、さらには独自のソリューションと付加価値を提供する Only One Company となることを目指しております。

（2）コーポレートガバナンス体制の強化に向けた取組み

当社では、積極的にガバナンス体制の強化に取り組んでおります。経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成 18 年 6 月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を適正化するとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。また、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する CSR 委員会を設置しております。

これらは、会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みであると考えます。

III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の①または②に該当する買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、このような買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルールに従っていただくこととし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします（以下「本対応方針」といいます。）。

①特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書ならびにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の必要性

当社は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間が確保されている必要がある、と考えます。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで当社取締役会としての意見を公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者の提案に対して質問や改善を要求し、または、当社取締役会として株主の皆様へ代替案の提示も行います。

このような手続を踏むことにより、当社株主の皆様にとって、大規模買付者の提案に対して最終的な判断を適切に行う機会が確保され、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段を採ることができるよう、当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を定めることとしました。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、大規模買付者が本ルールを遵守したか否か、対抗措置をとるか否かの判断にあたり、透明性、客観性、公正性および合理性を確保し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される例外的な場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合がありますが、対抗措置の発動の是非を決定するときは、独立委員会に諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

3. 大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社取締役会としては、以下に定める大規模買付ルールに従って大規模買付行為が行われることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。本ルールは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に当該買付行為を開始する、とするものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社宛に、以下の内容を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ② 提案する大規模買付行為の概要
- ③ 大規模買付ルールに従う旨

当社取締役会は、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を大規模買付者からご提供いただくために、意向表明書受領後 10 営業日以内に、本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、合理的な期限（ただし、最初に本必要情報の提供を受けた日から起算して 60 日を上限とします。）を定めた上で、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加情報の提供を求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的にご提出いただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。ただし、いずれの場合も当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、大規模買付者が本必要情報の一部について提供できない場合には、当該情報を提供できない理由を具体的に示すよう大規模買付者に求めます。かかる大規模買付者による本必要情報の不提供およびその理由も、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のための情報として評価、検討の対象とします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者

を含みます。)の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

④大規模買付行為が完了後に想定している経営者候補者(その者の当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)

⑤大規模買付行為が完了後に想定している当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーとの関係に関する変更の有無およびその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報で、株主の皆様の判断のために必要であると認められるものは、当社取締役会が適切と判断する時点で開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。ただし、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて、当初設定した期間を含み最大90日間まで延長できるものとします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。その場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。以下に述べる例外的な場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

例外的な場合として、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの(注4)と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取る

ことがあります。

注4：濫用目的によるものとは、例えば、大規模買付者が、以下のような買付行為を行う場合をいいます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、
- ⑤ 買付者の提示する当社株式の買取方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合、
- ⑥ その他、当該大規模買付行為が、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの利益や当社に対する信頼を損なうことにより、当社企業価値および株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

ただし、当該大規模買付行為において、例えば、当社の資産を買付者の債務の担保とすることや、当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限り行うものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外措置を行うことはしないものとします。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付者が本ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買

取戦略上自発的に情報開示を行うことが期待されない事項もあること（例えば、買収後の利益等の具体的な数値など。）等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が大規模買付者によって提出されていないことのみをもって大規模買付者による本ルールの不遵守を認定することはしないものとします。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で最適と取締役会が判断したものを選択し、独立委員会の勧告を受けたうえで決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令および定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の承認を求めることがあります。具体的対抗措置として株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

（３）対抗措置の発動の停止等について

上記のとおり対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でない状況に至った場合には、独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行う場合があります。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、その旨を独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

（１）大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供を受ける機会を保証し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としています。従って、本ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 III 4. において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

（２）対抗措置の発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとることがありますが、株主の皆様（当該買付者を除きます。）が法的権利の面または経済的な面で格別の損失を被るような事態は想定しておりません。取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置のうち、新株予約権の発行についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記載または記録される必要があります。その他、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社が新株予約権を取得することを当社取締役会が決定した場合には、行使に際して払込む額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の有効期限および廃止・変更等

平成28年6月に開催される当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合は、本対応方針の有効期限は同定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

ただし、当社株主総会の決議をもって本対応方針の廃止を決定する場合には、上述の有効期間内であっても本対応方針を廃止することができますし、株主総会の決議を経ずに当社取締役会が廃止を決定することによっても、本対応方針はその決定の日をもって失効します。本対応方針の廃止を決定した場合、当社取締役会はその旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

他方、当社取締役会は、本対応方針の継続が株主総会により承認された場合であっても、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、関係法令の整備や、上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、株主総会の承認および独立委員会の勧告を得て本対応方針の修正・変更を行うことがあります。その場合には、その修正・変更内容を速やかに株主の皆様にお知らせします。

また、本対応方針において引用する法令の規定は、平成28年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本対応方針の条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

なお、上述のとおり、有効期限前に当社株主総会または取締役会の決議により本対応方針を廃止することもできます。また、本対応方針においては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本対応方針の適用を排除することができますので、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代さ

せても、なお発動を阻止できない買収防衛策)には当たりません。

IV 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

以上のことから、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主共同の利益を最大限尊重することを基本としております。そのために、大規模買付が行われた際に、株主の皆様が買付行為に応じるか否かの判断に必要な必要かつ十分な情報を買付者が提供するとともに、取締役会の意見や代替案を提示することを定めております。このようなプロセスを踏むことによって、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うための情報を受ける機会を保証することができます。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。

従って、本対応方針は株主の皆様の利益に資するものであり、株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものであることを前提としております。このような株主共同の利益を守るために一定の大規模買付ルールを定め、そのルールの遵守を買付者に対して要請し、必要な場合の対抗措置の発動について規定するものです。本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した

委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

以上

別紙 1

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、割当ての基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。また、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。

以上

別紙2

独立委員会の委員の氏名・略歴

梶谷 玄（かじたに げん）

昭和10年1月生まれ

昭和34年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
昭和53年4月 第一東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事
昭和58年4月 日米法学会理事
昭和60年1月 船員中央労働委員会委員（平成7年～11年会長代理）
平成5年4月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
平成5年9月 国際法曹協会理事
平成11年4月 最高裁判所判事就任
平成11年9月 日米法学会評議員
平成17年1月 同退官、弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成17年1月 梶谷総合法律事務所最高相談役（現在に至る）

萩原 敏孝（はぎわら としたか）

昭和15年6月生まれ

昭和44年12月 株式会社小松製作所入社
昭和63年5月 同社経営企画室法務部長
平成2年6月 同社取締役
平成7年6月 同社常務取締役
平成9年6月 同社専務取締役
平成11年6月 同社代表取締役副社長
平成15年6月 同社代表取締役会長
平成19年6月 同社相談役・特別顧問
平成23年6月 同社特別顧問
平成25年6月 同社顧問（現在に至る）

柏木 昇（かしわぎ のぼる）

昭和17年2月生まれ

昭和40年4月 三菱商事株式会社 入社
昭和59年1月 米国三菱商事ニューヨーク本店に転勤、法務審査部次長
昭和63年1月 帰任、法務部部長代行
平成5年8月 三菱商事株式会社退職、東京大学法学部比較法政国際センター教授就任
平成15年3月 東京大学定年退官
平成15年4月 中央大学法学部教授
平成15年6月 東京大学名誉教授（現在に至る）
平成16年4月 中央大学法科大学院教授
平成21年6月 財団法人（現公益財団法人）民事紛争処理研究基金理事長（現在に至る）
平成24年3月 中央大学停年退職
平成24年4月 中央大学法科大学院フェロー（現在に至る）

以上

別紙3

当社の株式の状況（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 200,000,000 株
2. 発行済株式の総数 97,715,600 株
3. 株主数 6,599 名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社ニコン	8,600 千株	8.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	7,373	7.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	4,494	4.65
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	3,008	3.11
三菱電機株式会社	3,000	3.10
日本電子グループ従業員持株会	2,757	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口4）	2,450	2.54
日本電子共栄会	2,409	2.49
日本生命保険相互会社	1,844	1.91
明治安田生命保険相互会社	1,690	1.75

（注）持株比率は自己株式（1,083,293株）を控除して計算しております。

以 上